

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第二百四十三条の二の七第一項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第二項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条の二第二項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第二条 法第二百四十三条の二第二項に規定する条例で定める額(以下「最低負担額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 知事等(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)) 県から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第二項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場</p>

<p>支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条の四第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条の四第一項第二号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として政令第百七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ（略）</p>
---	---

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二の八（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十三条の二（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

（広島県土地造成事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第八条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第八条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>
--	--

（広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）
 第四条 広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>

（広島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第五条 広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。